

第502回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時 令和5年3月7日（火）午後1時58分

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

1 出席者

公益代表委員 伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、深水麻里、山口宣恭

労働者代表委員 ※北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山根 惇

使用者代表委員 上村賢司、小西克美、※柴田健司、当麻和重、※西田雅彦

事務局 鈴木労働局長、高木労働基準部長、箸方賃金室長、上林室長補佐

※はオンライン参加

2 審議事項

- (1) 奈良県特定最低賃金改正の申し出に関する意向表明について
- (2) 令和5年度の奈良地方最低賃金審議会の公開について
- (3) その他

3 主要経過・審議結果

【上林補佐】

只今より、令和4年度第5回奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。
なお、本日の審議は、「公開審議」でございます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は山本委員がご欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは伊東会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【伊東会長】

本日はご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

只今から、第5回奈良地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、最初に本日の議事録署名人を指名いたします。

私のほかに、

労働者側は、松田委員

使用者側は、上村委員

をお願いします。

それでは、議事に入ります。議題（1）の「奈良県特定最低賃金改正の申し出に関する意向表明について」でございます。

これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

【箸方賃金室長】

それでは、ご説明いたします。

お配りしました資料No.1「特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明書」をご覧ください。

この内容を読み上げることをもちまして説明とさせていただきます。

本件意向表明書は、本年2月16日付けで、日本労働組合総連合会奈良県連合会の西田会長から、奈良労働局長に対し提出がございました。

その内容でございますが、

記の1の、金額改正を申し出る予定の産業別最低賃金の件名は、

- （1）奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- （2）奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
- （3）奈良県自動車小売業最低賃金

以上の3件でございます。

記の2の、申し出を予定するものが代表する基幹的労働者の範囲は、「奈良県に於いて、上記1の事業を営む使用者に使用される労働者」でございます。

記の3の、申し出予定の内容は、

「上記1の最低賃金の金額改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条に基づく最低賃金審議会の決定による。」

でございます。

記の4の、申し出の理由等は、

『奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業』『奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業』『奈良県自動車小売業』における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。」でございます。

最後に、記の5の、申し出の時期は、「2023年7月末迄に申し出を行う。」となっております。

以上でございます。

【伊東会長】

ただ今、事務局から特定最低賃金の金額改正の意向表明について説明がありましたが、労働者側委員から補足説明がございましたら、お願いします。

【松田委員】

お疲れ様です。労働者側委員の松田と申します。よろしくお願ひいたします。

昨年の特定最低賃金の審議会は、コロナ禍で、大変審議が難しい中、ご審議いただきまして、誠にありがとうございます。結果としては、必要性なしとなってしまいましたが、全国的に見ますと、改正申し出が200件程度ありまして、その中で、必要性ありが140件ほどで、約7割ありまして、奈良県は約3割の方に入ってしまったという状況であります。地賃がこれだけ上がっている中での特定最低賃金のあり方をどう考えるべきかという議論が多分に必要でありまして、昨年の審議の結果を受けて、今年は奈良県として特定最低賃金をどうしていくかという議論も必要性審議までに公労使で議論する場を設けていただけるような話もあったかと思ひます。すでに特定最低賃金が地賃より自動車と電機が下回ってしまっている状況で、また、地賃が大幅に引き上がってくるとかなり大幅な引き上げとなってきます。そういう状況でこそ目指すべき水準、あるべき姿というところの議論がより必要となってくると思ひますので、改めて意向表明という形で出させていただきまして、そういったところの議論を公労使3者の中で決めていきたいということを考えておりますので、申し出にあたりましては、真摯なご議論をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【伊東会長】

ありがとうございます。それでは、特定最低賃金の金額改正の申し入れについて、使用者側委員からご意見・ご質問があればお願いします。

【上村委員】

失礼いたします。使用者側委員を代表いたしまして、私、上村の方から一言、ご意見を申し上げたいと思ひます。

あくまでも本日は改正にかかる意向表明ということですので、金額改正の必要性の有無については、改めて正式な場面で審議をしていただければと思いますので、その場に委ねたいと思いますが、使用者側といたしましては、特定最低賃金は屋上屋を重ねるものということで、時代の役割は済んだのではないかと考えております。

30年以上前の社会状況、奈良県の産業構造等々を見たときに、必要があったのかもしれませんが、時代が変化する中で、一定の役割を終えて、そして、地賃が大きく上がってきている状況の中では、そろそろ断を下さないといけない時期ではないかなと感じております。また、松田委員の方から7割が必要性ありというお話がありましたが、逆に言うと、3割が必要性なしだということで、設定時の状況とは全国的に変わってくる中で、私も細かい数字は持ってきていませんが、ここ5年、10年の間に大きく必要性なしのところが増えてきているかなど。特に去年、今年というところで、増えてきている状況も踏まえながら、特定最低賃金のあり方自体を考える、その中で、地賃が上がってきている中で、どこまでというような感じを使用者側としては、常々持っておりますので、先ほど申し上げましたとおり、適切な時期に使用者側の意見を申し上げたいと考えているところであります。以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございます。その他のご意見、ご質問はございますでしょうか。

【意見なし】

それでは、意見等も出尽くしたようですので、特定最低賃金の金額改正の申出に関し、会長として、公益委員として、労使委員、特に労働者側委員に対して、お願いしたいことがございます。皆様ご承知のように、特定最低賃金の改正の申し出にあたって、関係労使が双方の意見を知っておくことは、その後の審議を円滑に進めるために大切なことでございます。そもそも特定最低賃金は、国のセーフティーネットを担う都道府県最低賃金と異なり、労使のイニシアティブによって設定すべき性格のものであることから、その前提として、労使で話し合うことが重要であると考えております。

そこで、必要性の有無を審議する場としての「運営小委員会」までに、可能な限り、関係労使にて話し合いの場を設けていただけますよう、お互いに意思疎通を図っていただきますようお願い申し上げます。

それでは、次に、議題（2）「令和5年度の奈良地方最低賃金審議会の公開について」を審議します。このことについて、事務局から説明をお願いします。

【箸方室長】

それでは、ご説明させていただきます。

本来、次年度の審議会の公開につきましては、次年度に決めるところではございますが、そのためだけに委員の皆様にお集まりいただくわけにも参りませんので、本日、令和5年度第1回審議会の公開につきまして、ご審議いただきたいと存じます。

奈良地方最低賃金審議会運営規定第6条では「審議会は原則として公開とする。ただし、『個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合や、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合』は、非公開とすることができる。」とされております。

本審につきましては例年、異議申出に係る審議は「非公開」とし、それ以外は「公開」としているところでございます。

以上でございます。

【伊東会長】

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、例年、第1回審議会では、審議の進め方や日程を審議しており、特に「非公開」としなければならない内容もございませんので、原則どおり「公開」として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。それでは、特に異議もございませんでしたので、令和5年度第1回審議会は「公開」とします。

それでは最後に、議題(3)「その他」ですが、事務局から何かございますか。

【箸方室長】

それでは、1点だけご説明させていただきます。

本日お配りさせていただいている資料につきまして、資料No.2は、全国の令和4年度特定最低賃金の改正状況でございます。

1枚目は一般機械器具製造業最低賃金、2枚目は電機関係製造業最低賃金、そして3枚目は自動車小売業最低賃金の改正状況でございます。

以上でございます。

【伊東会長】

ただいま、事務局から説明がございました「配布資料」につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【伊東会長】

それでは、以上をもちまして、議題はすべて終了いたしましたので、本日の審議会を終了いたしたいと思っております。

最後に、この一年間、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にありまして、当審議会のために、大変なご尽力を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。